

**決算特別委員会知事総括質疑**

かみね史朗委員の質問と答弁	1
山内よし子副委員長の質問と答弁	7
他会派議員の質問項目	12

●京都府議会 2016 年 9 月定例会決算特別委員会で、日本共産党のかみね史朗、山内よし子両府議が行なった知事総括質疑の質問と答弁の概要を紹介します。

**かみね史朗**議員（日本共産党 京都市右京区） 2016 年 10 月 21 日

**知事は、福知山自衛隊基地の米軍使用に反対せよ**

**【かみね】** 日本共産党のかみね史朗です。通告の諸点について知事に質問いたします。第一に、福知山自衛隊基地での米軍実弾訓練と共同使用についてです。まず、米軍から提案された共同使用の内容について説明してください。また、住民の不安を踏まえて、安心安全の確保の観点から府として米軍に質問し、申し入れを行っているのかどうか明らかにしてください。

**【知事】** 福知山自衛隊射撃場での米軍射撃訓練についてでありますけれども、射撃場を使用する理由につきましては、米軍の経ヶ岬通信所の軍人及び軍属の射撃訓練につきまして、現在、静岡県にありますキャンプ富士で実施しているけれども、「移動距離が長い」「安全の確保の問題」や「負担の軽減」、そして「訓練時の警備体制の確保」などの観点から、自衛隊の強力を得て福知山市にある陸上自衛隊射撃場で行いたいという、米軍から国へ要請があったということが、防衛局の方から説明がございました。この説明を受けまして、防衛省に対して、まずやはり地元の住民の皆様や福知山市にきちっと説明をしていただきたいということをお願いを申し上げて、そして十分に説明をするよう求めたところ、これを受け、防衛省から地元自治会や福知山市への説明が行われているところであります。

京都府といたしましては、今後、こうした地元の意向を踏まえて、その中で適切に対応を図っていきたいと考えておりまして、昨日も福知山市長さんから、現在の状況について説明が副知事に対して出されたところでありまして、今後、私どもはそうした説明を受けて、防衛省からも説明を伺っていきたいと思っているところであります。

**【かみね】** 福知山の自衛隊基地では、現在も年間 180 日から 190 日、朝の 8 時から日没まで射撃訓練が行われています。地元住民の方の話によりますと、テレビの音が聞こえないほどの大きな騒音で、日常生活に支障をきたしている状況です。これまで、流れ弾が飛んでくる事件や夜間に射撃訓練を行うこともあり、何度も改善を求めて交渉してきた経過があると聞きます。そのうえ、米軍が年間 20 日間も実弾訓練をやるという話になりますと、「どんな訓練でどれだけの音が出るのか」と住民のみなさんの中で不安が高まっています。知事は、どんな武器を使う射撃訓練で、どれだけの騒音となるのか、分かっておられるのでしょうか。

また、米軍の実弾訓練については、沖縄で流れ弾による人への被害まで発生する重大事件が相次いでいます。米軍キャンプ・ハンセンに隣接する金武町伊芸区におきましては、庭先で遊んでいた 3 歳の幼児や在宅の 19 歳の女性が重傷を負うなど、米軍流弾事件が発生しています。しかし、米軍は自らの銃弾だと認めたことは一切ありません。

こうしたなかで沖縄県議会は、2008年に米軍キャンプ・ハンセンでの実弾射撃訓練の即時中止を求める抗議決議と日本政府への意見書を全会一致で可決をしています。

米軍の実弾訓練で、このような流れ弾による被害を出さない保障はあるのでしょうか。いかがでしょうか。

さらに、実弾訓練を行うレーダー基地の米軍人軍属は、人身事故を含む交通事故を30件以上も起こしています。バスで基地に移動するという約束も破り、マイカー移動を繰り返しています。京丹後市内から福知山に移動する際に、バスでの移動が守られず、交通事故が広がる恐れがあります。訓練のバス移動が守られる保障はどこにあるのでしょうか。以上の点について質問や対策を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**【知事】** 今回の場合にはですね、何か訓練を増やすということではなく、「今、静岡まで行っている」「その間の安心安全の問題」とか、「その内容をどうやって、こういう形で軽減していくのか」という問題でありますので、ちょっと状況は違うというふうに思うんですけれども、そうした問題も含めて、今、まず住民の方がたが防衛局から話しを聞き、そして、それを踏まえて福知山市が対応し、それをまず受けとめた形で私どもは、一つひとつ積み上げて防衛局と話を聞いていこうという、今、順番の段階でありますので、それを踏まえてまた適切に対応していきたいと考えているところであります。

**【かみね】** 私、今ここで安心安全にかかわる重大な懸念について述べさせていただいて、具体的な質問や対策を求めたんですが、「具体的に質問や対策を求めて行きます」と、こういう約束をしていただけなかったのは大変残念であります。

ところで、参議院外交委員会が今年2月に米軍レーダー基地を視察した時の説明資料に、経ヶ岬通信所の外にて、テロ対策の共同訓練を実施すると書かれております。福知山自衛隊基地で、このようなテロ対策訓練を日米共同で実施する可能性もあるということではないのでしょうか。そういう点では、今回の福知山の自衛隊と米軍との共同使用は、安保法制を具体化し、日米の軍事協力体制を強化していく、そして福知山自衛隊基地を府内第二の米軍基地にしていく、そういうねらいがあるのではないかと考えざるを得ません。

一旦、共同使用が決まりますと、日米地位協定によって、米軍の事件事故が発生しても対応できない事態にもなりかねません。したがって、私は、府民の安心安全を守り、憲法9条を守る立場から、京都府として福知山自衛隊基地での米軍の実弾訓練、共同使用には反対すべきだと、そのことを強く求め次の質問に移りたいと思います。

## 府は正社員を限定正社員に置き換えることを推奨すべきでない

**【かみね】** 次に、正規雇用の拡大について質問します。京都府は、27年度で9900人の正規雇用に拡大したとされていますが、限定正社員が含まれていることを、決算委員会書面審査で、私は確認しました。また、本府の少子化対策基本計画骨子案の中でも限定正社員を企業に推奨するとしています。限定正社員というのは、地域や職務、時間を限定した仕事であり、その仕事がなくなれば解雇される危険性があり、正社員より2割～4割も給与が少ないものです。京都府の対応は、正規社員を限定正社員に置き換えることを奨励することにもつながりかねない、そういう問題ではないでしょうか。京都府としては、本来の正規雇用に拡大すべきであって、限定正社員を推奨する政策をとるべきでないと考えますが、いかがですか。

**【知事】** 正規雇用の拡大についてでありますけれども、実際の計画をきちっと読んでいただくといいんですけれども、「ワークライフバランスの推進」と書いてあるだけで、限定正社員の推奨なんていう文句はどこにもないですよ。どこに書いてあるのでしょうか。計画案に書いてませんよ。ここに書いてあるのは「ワークライフバランスの推進」というところだけですけれども。「企業に対して、長時間労働の是正や地域限定社員の短時間労働の多様な働き方の先進的な事例を提示し、ワークライフバランスを推進します」と書いてあるので、「推奨」という文句は無いんですけど。そこらへんはきちっと、もし、あるんだったら教えてください。ここでまた答えさせていただきますけども、うちの資料では、ワークライフバランスの推奨ということとは違って推進という形になって

います。

この場合ですね、実はよくあるのが転勤等を命じられて、それによって「例えば親の介護がある」。そういう中で、なかなか仕事が続けられなくなる現状もあるわけですから、「京都ですっと時間働きたいんだ」とかですね、又、「自分の時間をこういうふうな形で選べるんだ」というような正社員制度を設けることは、これからの時代にあっては決して悪いことではないと思っています。

ただ問題などは、そうしたものが待遇の悪さに繋がっていくとなると、これは問題じゃないかなと思っておりまして、そうした点は、現在の国の働き方改革実現会議におきましても、同一労働同一賃金にむけた議論が行われているところでもありますし、府としても、こうした実現に対しては国に対して要望をおこなっていきたいというふうに思っております。多様な働き方が実現できるなかで、自己実現ができてワークライフバランスが本当にきちっと守られるような働き方を、ともに考えて行くというのが一番いいのではないかなと思っております。

もう一つ問題なのは、若者の非正規雇用が広がっていくことでもありますから、こうした点につきましては、私どももしっかりと条例を作って今取り組んでいるところでもありますし、正規雇用に転換していく支援策に、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

**【かみね】** 今、安倍内閣が「働き方改革」として多様な働き方を進めようとしておりまして、その一つが限定正社員であります。非正規雇用はそのままで、正社員の労働条件を切り下げるものと受けとめざるを得ないと思っております。その方針を、今の知事の答弁でも「いいことだから推進をしていく」というような姿勢ではないんでしょうか、違うんですか。具体的に、限定正社員のデメリットについてお聞きをしておきたいとおもいますが、いかがでしょうか。

**【知事】** 限定正社員については、自分で働く場所や時間を選べるという点ではメリットがあるけれども、それが待遇面について悪い面があるから、これは直すべきだと国に対して要望していると申し上げたんです。

**【かみね】** 限定正社員については府として推奨すべきでないということを改めて指摘しておきます。やらないということは、はっきり今おっしゃいませんでした。同時に、京都府の問題についてお聞きします。京都全体では、非正規雇用が43%を超え、貧困と格差が著しく拡大しております。少子化の原因にもなっています。こうしたなかで青年や府民のみなさんの運動によりまして、京都府は「常用雇用を進める」というところから「正規雇用の拡大を図る」という計画をつくって取り組みを進めてまいりました。本府の職場こそ、その見本を示すべきだと思いますが、逆に京都府の職場では、正規職員をこの10年で1500人減らし、1000人以上の非正規の職員を増やしてきました。臨時職員の中には、正規職員と同様の責任ある仕事をこなしている人が多いとお聞きしますが、5年未満の臨時職員の給与は日額給与で6900円、月収13万8千円です。しかも、この金額は平成8年から20年間変わっていません。このようなワーキングプアを拡大するような行政運営は改めるべきではないでしょうか。いかがですか。

**【知事】** 職員数については地方財政計画でも、国、地方を通じて職員数を削減すべきだとかたちで行われている。その中で、私に対応している職員に関して言いますと、だいたい757人がH17年から10年間で減っておりまして、市町村合併や権限委譲によるものがありますのでだいたい696人ぐらいが、私の対応している職員とかたちになります。これがだいたい13%ぐらいの減なんですけれども、国の地方財政計画の中で、職員の削減の17年間で17%になっておりますから、結構、京都府は頑張っている方だと思います。その中で、府民のサービスと職員の1つのバランスをとりながら今頑張っているんだということをご理解頂きたいと思います。臨時職員につきましても10年間で138人が増加しておりますけれども、全国の状況から見ますと、前は1%くらい多かったんですよ、実は。それを今、0.1%位まで差を縮小してきておりますので、その面でも非常に努力しているという点をご理解頂きたいと思っております。

臨時職員、非常勤職員の職務内容でありますけれども、こちらの方は、法律上の中で国家公務員とか民間との

比較の中でやってきておりますので、うちが特にものすごく低いとかですね、国と比べてひどいじゃないかという話があれば、また指摘をしていただければいいんですけども、そういう法体系の中で、我々も限られた財源の中で府民のみなさんにサービスを提供しなければならない立場で頑張っていますし、時間給も上げてきていることはご理解頂きたいと思います。

**【かみね】** 今、国民的な世論の高まりの中で、同一労働同一賃金が政治課題になってきています。そんな時に、臨時職員の給与を引き上げたというお話でしたけれども、ベースアップがされておられません。やはり、真剣に取り組むべき時だと思います。同一労働同一賃金を京都府の職場で計画的に実現するとともに、正規雇用の拡大に力を尽くし、民間企業の見本を示す必要があると思いますので、そのことを強く求めて、次の質問に移ります。

## スタジアム計画は破たんしている—駅北地区での計画はストップせよ

**【かみね】** 最後に、亀岡スタジアム計画について質問します。当初の予定地は、アユモドキの保全などの問題で計画が破たんしました。しかし、あくまでも場所を変えて建設されようとしています。そもそも、これまで亀岡スタジアムの総額は、明らかにされてきませんでした。この際、明確にすべきではないでしょうか。そして、スタジアム建設にあたり、土地取得は誘致した市町の負担として、府は負担しない、これを原則にしてきました。しかし、それを、変えようとしているのではないのでしょうか。それなら誘致を表明してきた市町やサッカー、ラグビーなどスポーツ関係者、多くの熱心なファン、広範な府民や、府議会などに対して、説明責任を果たさなければならないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**【知事】** スタジアムの整備費についてでありますけれども、もちろん、人件費など国の基準が変わってくる場合もありますし、資材高騰などもあります。基本的には今の時点では京都府 156 億円、亀岡市 50 億円、合計 206 億円を考えております。スタジアム本体の建設費は、当初の基本設計等プロポーザル方式によるコスト削減の考え方も踏まえていかなければなりませんけれども、そのなかで、建設費については今回、「ずらしても大丈夫だ」というかたちで公募も行っている所でございます。土地の問題でありますけれども、候補地の候補要件は市町村が無償で提供できるとした他、府有地を活用する提案、つまり、土地を確実に提供できるような体制を取って欲しいと言う意味でありますので、城陽市も無償で提供するというのではなくて、府有地を提案していることでもありますので、そうした点ではどこからも、文句は出てきておりません。そういう前提ではないので。そこはわかっていただきたいと思います。城陽市はそういうかたちで府有地をやっている、そういうところで我々何の判断もしておりませんので、ここは、そもそもの判断とは全く違うことを申し上げたいと思います。さらに、今回の建設予定地の変更というものは、アユモドキと共生をめざすために、亀岡市が確保した土地を、これは国も京都府も活用していこうじゃないかというなかでのものでありますので、より良い方策を見いだすことには全く問題がないということで、亀岡市議会や地元関係者の理解を得ながら進めてきているということでもあります。

**【かみね】** 京都府が整備する費用が 156 億円、亀岡市の分も含めて 206 億円という数字を伺いました。かなり、低減できるというお話でしたけれども、場所も変わり、また、スタジアムのスタンドを一層にするか二層にするかということも検討されていると聞いておまして、まだ決まっていない。また、アユモドキのための地下水を保全する建物の構造をどうするのかも正式には決まっていない、そもそも費用がどう積み上がっているのかという説明が充分されていないんじゃないのでしょうか。具体的な積算根拠を示していただきたいと思います。

再質問したいのは、亀岡市への財政支援の問題であります。今、知事が土地の取得を市町にお願いするということではないんですか。8月30日の新聞によりますと、スタジアム建設予定地の買収総額は34億2千万円かかると。亀岡市がねん出できるのは20億円が限度で、京都府に15億円の財政支援を要求していると報道されています。知事が言われる亀岡市への対応というのは、土地の買収への支援になるということになるんじゃないでしょうか。違うんですか。

**【知事】**前提が違うんでお答えのしようがないんですけども、例えば、城陽市が示した土地って府の財産からすれば、何十億円にもあたるということを求めているわけですね。今回の場合には、アユモドキの問題があって、亀岡市さんも努力していただいた。こちらでも変更することによって、亀岡市さんの方が負担が増えるけれども京都府の方は負担が増えるなかで、きちっと話し合いをしようということによってやっておりますので、私は何ら問題がないというふうに考えております。

**【かみね】**何ら問題がないというお話でしたけれども、これまでスタジアムを作りたいということで、手を挙げてきた市町は、土地の取得は市町がやるんだということで、私達、府議会にも説明がありました。そういう点では、それと違うことが今進んでいると言わざるを得ませんので、これはおかしいということは指摘しておきたいと思えます。

次に、スタジアムを予定するとしています亀岡駅北地区の土地区画整理事業の土地についてなんですけれども、この都市計画変更に対する環境大臣の意見を再確認する必要があると思えますが、どのように理解されていますか。

**【知事】**勝手に話を進めて勝手に結論を出されると困るんですけど、要綱を見ていただいても「府有地もOKですよ」。そういう中で、「きちっと提供してください」という話ができるのであれば府有地でもいいですよということを言ってるんで、別に城陽市は「無償で提供」なんていう話はないですよ。事実を踏まえて言っていたかかないと聞いている人は誤解すると思えます。我々の方で言っているのは、市の方で提供するか、府有地でもいいからとにかく土地をきちっと出していただきたいということを言っているんで、それが前提で要綱にも書いてあるので、今、言った話というのは全く事実とは違うことだけは申し上げておきたいと思えます。

それから、今の環境大臣の意見についての応答でありますけれども、これは、環境大臣意見についてこの間、ずっと環境省とも話をしておりまして、そうした中で、一定の了解を得ながら進めてきているものでありまして、その点では環境省の方についても、この話を逐次入れていただき、ご理解をいただいて、この後、進めていただけるんじゃないかというふうに思っていると。環境大臣の方も答弁をされておりますので、私どもも、ご理解いただいているんじゃないかと考えています。

## くい打ち工法は、アユモドキの保全に必要な湧き水を寸断する

**【かみね】**土地を提供していただきたいということで説明されてきたわけです。「市町の責任で買収もして土地を提供してくれ」ということですから、そういうのを受けて亀岡市が「15億円、京都府にお願いできないか」という相談をしているので、これは違うぞということではないかということでもあります。

環境大臣の意見について、知事は具体的に紹介されなかったんですが、「駅北地区における環境保全措置の検討に当たっては、土地の改変によるアユモドキ等の希少種への直接的影響のほか、駅北地区を流れる地下水がアユモドキの越冬に必要な湧き水の発生に重要な役割を果たしている可能性があることから、今後の地下水脈の調査結果を踏まえつつ、建築物の構造・設置・施行についても、アユモドキの保全に必要な地下水の涵養に配慮したものとなるよう検討・実施すること」と。一部を引用させていただきましたけれども、この意見から言えば、駅北地区もアユモドキのために地下水の保全が必要な場所、配慮しなきゃならない場所ということでもあります。それにもかかわらず、地下水脈の調査も終わらないのに、なぜスタジアムの実施設計を発注するのでしょうか。しかも、くい打ちで地下水脈を寸断するような工法を取ろうとされている。これ、おかしいではありませんか。

**【知事】**この問題におきましては、亀岡市におきまして、環境保全専門家会議のご意見を聞きながら、建築協定による区画整理事業地内での地下水のくみ上げに係る規制の検討、地下水源涵養のための雨水浸透施設の検討、区画整理事業の実施による地下水の変化を観測するモニタリング調査の実施など、適切に対応されているところでありまして、そうしたものを踏まえて、今回、公募をしているところであります。

**【かみね】** 私の質問に答えてないんですね。先日、環境省の担当者に直接話を聞いてきましたけれども、「くい打ち工法によるスタジアム建設となるとアユモドキの保全に必要な地下水の涵養に影響を与える可能性があります」と述べておられます。環境大臣の意見をしっかり踏まえ、地下水脈の調査にもとづいて、アユモドキの保全にあたって科学的な調査検討を行うよう強く求めておきたいと思います。もう一点、亀岡市のハザードマップで亀岡駅北側の地域は、100年確率の大雨の時に予想される浸水時の水深が3メートル～5メートルの浸水地域となることが示されています。現在もこの事実は変わっていないんじゃないでしょうか。

**【知事】** 100年確率と言ってしまうと、東海豪雨だったら、ここも浸水するんです。ほとんどのところ、高台じゃないと、ここは50センチ、東海豪雨の雨では浸水するので、治水場をやっております。例えば100年豪雨でいきますと高野川の所の三角これも全部浸水しますので、ソフトとハードを含めてやっていくという前提の中での話で100年対策が講じられています。普通の河川整備はだいたい10年というかたちになってくると思います。

**【かみね】** 駅北地区全体が100年確立の豪雨があれば氾濫をし、浸水が生じる遊水機能を持つ土地となっていることは明らかであります。ここを新たに開発しようということになっています。京都府は、度重なる大水害の経験を踏まえまして、今年度「災害からの安全な京都づくり条例」をつくりました。第28条で「遊水機能を有する土地の所有者は、当該土地の遊水機能を維持するよう努めなければならない」と定めています。駅北地区にスタジアムを建設して、周辺開発を促進するような本府の政策になっている。そういう点では、遊水機能の維持の義務を定めた自らの条例の精神に反することになってくるんじゃないでしょうか。どうですか。

**【知事】** 100年確率だと京都駅の北側など全部浸水するんですよ。そこは遊水機能ではないですから、やっぱり、遊水機能は遊水機能としてきちっとやっているところでありますので、100年確立の中で遊水機能とは別問題だというふうに考えております。そういう中で、先ほど、中村議員にもお答えしましたように、様々な、今、ぎりぎりの所までの治水をやって、今回の土地区画整理事業につきましても、きちっと審議会のご意見をいただいて、盛り土をしていることをご理解いただきたいと思います。

**【かみね】** 亀岡スタジアム計画は、税金の使い方、アユモドキの保全の問題、治水対策な大問題を抱えています。強引な建設ではなく、やはり計画を白紙に戻して再検討すべき時ではないか、その事を要求して、私の質問を終わります。

## 介護崩壊につながる軽度者はずしは中止すべき

【山内】日本共産党の山内よし子です。通告にもとづき、知事と教育長に伺います。

まず介護保険についてです。要支援1・2の方々を介護保険からはずし、来年4月までに市町村の新総合事業に移行される問題について伺います。新制度では無資格者による基準緩和サービスが想定され、報酬も引き下げられる方向です。

しかし介護現場の実態はどうでしょうか。この間、府内の事業所を訪問して、要支援の高齢者で、自宅で一人で入浴が困難な方が、デイサービスにこられて安心して入浴することができること、また専門職はそこで健康状態や精神状態をチェックして、早めの支援につなげているとお話を伺いました。

家事援助のサービスでも専門的視点が必要です。現場では「トイレ掃除でも汚れ方を見て体調を確認している」「自尊心を傷つけないような声かけが必要。援助方法の見極めも必要」など、無資格者の導入による生活援助の質の低下を懸念する声が多く出されています。

知事は、9月議会のわが党島田議員の質問に対して、家事援助について「専門の方よりも長い間地域でがんばり、家事を十分やってこられた方のほうが十分にできる場合もある」と答えられましたが、家事援助等における介護予防の専門性について必要だとは思われませんか。お答えください。

京都市は来年4月から緩和型のサービスを導入しようとしています。日本共産党京都市議員団のアンケートによると、総合事業への参入を考えている事業所は15%程度です。逆に訪問介護で24%、通所介護で11%の事業所が、参入しないと答えています。緩和型のサービスでは事業所の経営が成り立たないのです。強行すれば事業所の存続すら危うい状況ではないでしょうか。こうしたことが進めばまさに介護崩壊ともいえるべき事態が起こると思いませんか。知事の認識を伺います。

次に要介護1・2の方々の介護保険はずしについてです。政府は、要支援の介護はずしにとどまらず、要介護1・2の方々を保険給付から外し、生活援助や福祉用具貸与を「原則自己負担」にすることなど介護保険の大改悪を狙っていますが、来年の法改正に盛り込むことについて見送らざるをえなくなりました。しかし引き続き、保険給付の対象範囲や利用料負担の見直しを行うとしており、その先の狙いは「保険はずし」です。

私の知人のお母さんは、認知症で要介護2。週に何回かデイサービスに通っていましたが、自分の服をコンロで燃やしたり、お風呂に水を張って頭から突っ込んだりとたいへん危険で、やむなく娘さんが退職してお母さんの介護をすることになりました。こうした方々を保険給付の対象からはずせば、利用者もその家族も、生きていくことすらままならない事態に追い込まれるのではないのでしょうか。知事の認識を伺います。

この際こうした介護保険の大改悪に対して、国に対し、見送りではなくきっぱり中止するよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

## 介護職員の処遇改善と人材確保へ、府としても独自支援を

【山内】次に介護職員の処遇改善策についてです。低すぎる賃金と長時間労働、サービス残業のまん延、福祉への初心を生かせない労働環境など劣悪な処遇のために、介護現場は深刻な人手不足におちいっています。今やるべきことは、介護崩壊の道を進むのではなく、志を持った方々が介護現場で人間らしく働けるようにするための処遇改善と人材確保です。

深刻な介護職員不足を解消するために、国に対して抜本的な処遇改善を求めるべきと考えるのがいかがですか。また京都府として、昭和50年代から、給与対策や健康診断の助成、年末慰労金など、予算を組んで民間の社会福祉施設の職員の処遇改善を行ってきました。こうした助成を復活すべきではありませんか。以上お答えください。

【知事】山内副委員長のご質問にお答えいたします。私が言っているのは、介護予防の現場において、ケアマネージャーやホームヘルパー、保健師の皆さんだけしか活躍できないことはないんじゃないかと。長い間ですね、家事をやられて、本当に専門の方、この方は排除されなきゃいけないんですか、その場所から。そういう

ことではなくて、みんなできるだけチームになって助け合っていく分にはいいんじゃないかと、それはまさに家事をずっと主婦としてやってこられた、こういう方々は家事としての専門家でもなく、介護の現場に入るのは危険だということをおっしゃっているのだとすると、私は違うんじゃないか。当然、介護の専門家の皆様がきちっと指導をして、その中でバランスの良いチーム構成をとることによって、よりきめ細やかなサービスが提供できる方向に持っていくのがいいんじゃないかな、というふうなことを申し上げているので、ちょっとそのあたりは誤解されているんじゃないかなというふうに思います。

要介護1・2の方を介護保険の対象から外すというのは、これは今たぶん、国や知事会においても検討はされてないと思います。高齢化が急速に進行する中で、軽度者への支援や利用者負担のあり方などについて、審議会で議論されているんですけども、知事会からも委員を出しまして、介護助手制度の導入による新たな人材確保ですとか、所得に応じた保険料設定方法の見直しですとか、在宅医療・介護連携のための仕組みづくりなど、介護保険制度の充実に向けて、様々な意見を申し上げているところであります。京都府では、介護保険制度が持続可能なものとなるようにですね、毎年300億円を超える支出をやっておるんで、たぶんご指摘の時よりもですね、はるかに税を支出して、この制度を支えているんだということをご理解いただきたいというふうに思います。

介護職員の処遇改善についてでありますけれども、これもたいへん必要でありますので、適切な処遇改善が行われるよう、国へ要望を行ってまいりました。そしてその中で、平成20年度実施の介護報酬改定において、処遇改善実績報告書の集計では、国想定を上回る賃金改善は確認されております。さらに、京都府はもとより全国知事会を通じて、国へ対しましてさらなる改善を求めまして、平成30年度の介護報酬改定の前倒しとして、来年度から、介護保険制度の仕組みの中で、月額平均1万円相当の改善が見込まれているところでありますけれども、私どもとしましては、引き続き介護報酬の上昇に向けて、働きかけを強めていきたいというふうに考えているところであります。

**【山内】** 今、要介護1・2の方の介護保険はずしは検討されてないということでしたけれども、そもそも法案が見送られたということで、検討の根っこは残っているわけですから、そこは厳しく指摘しておきたいと思います。

300億入れているとおっしゃいましたが、これは介護保険制度における法定負担の話だと思います。介護職員の処遇改善については、京都府の福祉人材認証制度を受けても、なかなか処遇改善には直接つながらないですし、国の加算をとっても十分な処遇改善につながらないという実態がありますので、京都府として、実質的に給与の引き上げにつながるような施策が必要だということを、指摘しておきます。

時間がありませんので、一点だけ再質問します。新総合事業の問題では、多くの自治体が、サービスも報酬も1年間は現行どおりでいくということで、やっていると思うんです。まあ、京都市は緩和型で行くということですが、ただ、緩和型がなかなか導入できないということ自体が、新総合事業の実施そのものが困難だという事態に来ていると思うんですが、その認識はいかがでしょうか。

**【知事】** まず、これは実施主体の市町村のお話になってまいりますので、私どもとしましては、市町村ができる限り取っていききたい方策について、支援をしていくというのが京都府の立場でありますので、制度全体の是非を私どもの方で議論するというのは、ちょっと筋が違うんじゃないかなというふうに思います。

**【山内】** いま国が、総合事業への移行状況を見て、要介護1・2の保険はずしについては検討するというようなことをしています。そういう点では、新総合事業への移行は中止すべきですし、今こそ、こうした一連の介護保険の改悪に反対の声を上げるべきときではないかというふうに思います。指摘して次の質問に移ります。

## 子どもの貧困対策—医療費助成制度は3000円の自己負担をなくせ

**【山内】** 次に、子育て支援と子どもの貧困の解決にむけて、いくつかの項目に絞って質問します。日本の相対的貧困率は上昇を続け、最新の政府統計では16.1%。約6人に1人が貧困ライン以下で、子どもの貧困率は16.3%と過去最悪になっています。本府でも、貧困状態にある子どもの割合は、全国平均を上回る17.7%と試算されて



おり、決して他人ごとではありません。子育て支援として取り組むべき課題はたくさんありますが、その中に子どもの貧困対策をしっかり位置付けることが必要です。

そこでまず、子どもの医療費助成制度について伺います。長年の運動で少しずつ拡充されてきましたが、3歳以上の通院に引き続き1ヵ月3000円の自己負担が残されていることは、とりわけ多子世帯などにとって重い負担になっています。子どもが病気になったとき、財布の中身を気にせずに医療機関を受診できることは、子育てにとっての大きな安心です。わずか3000円と思われるかもしれませんが、その3000円を重く感じる家庭にこそ、政治の光を当てなければならぬのではないのでしょうか。3000円の負担限度額を撤廃し、入院も通院も、中学校卒業するまで無料とするよう求めますがいかがですか。

## 全市町村での中学校給食実現を。第3子保育料無償は所得制限をなくせ

**【山内】** また、全国的に見ても京都で大変遅れているのが、中学校給食の問題です。これは思い切った財政措置が必要な問題でもありますので、あえて知事に伺います。

国立社会保障・人口問題研究所の調査では、「過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料を買えなかった世帯」が14.8%あり、「給食がほぼ1日の栄養源」「親が夜間働いているので夕食はいつもコンビニに弁当」「給食のない夏休み体重が10キロもやせてくる中学生がいた」など、貧困が栄養の悪化をもたらし、健康状態の維持さえ困難になっている深刻な状況があります。もちろん食育という観点からも、学校給食が果たす役割はますます大きくなっています。だからこそ、中学校給食未実施の自治体では、この問題が大きな課題となっているのです。

この間、中学校給食の実施を模索する市町も広がっていますが、府教委によると未実施校が48校にものぼります。その緊急性を考えるなら、すべての市長村ですみやかに中学校給食が実施できるよう、京都府として何らかの支援策を講じるべき時にきていると考えますが、いかがですか。

次に、第3子の保育料無償化の所得制限について伺います。現行制度では、保育園の場合、夫婦の年収が640万円をこえると無償化が適用されません。この間多くの府民から、「共働きで普通に働くだけで収入基準を上回ってしまう」と、改善を求める声が寄せられています。この基準は、保育園に通う対象児童の7割程度が適用できるように線を引いたとのことですが、3人以上子どもがいて、教育費の負担、家賃や家のローンなどを考えると、640万というのは決して余裕があると言える水準ではありません。所得制限の撤廃が必要と考えますがいかがですか。

**【知事】** まず、子どもの貧困問題の中で、子育て支援医療制度であります。これは京都府と市町村が一体となって、私は自分の在任中に3回引き上げてきた。これは荒巻知事の時につくっていただいて、それを改善してきて、たぶん水準は全国トップクラスにあると思います。私は財布の負担については軽ければ軽い方がいいのは間違いないと思います。ただ問題なのは、私どもの財布もありますので、そちらの方の状況を踏まえながらやっていかなければならないのが現実であって、特に来年の場合には地方消費税だけでも京都府で180億円、そして市町村は150億円程度の減少が見込まれていて、この穴埋めをどうしようかという現状にあるということをご理解いただきたいなと思っております。そうした中で、私どもは、こうした制度というのは国のナショナルミニマムではないのか、国としてきちっとやるべきではないのかということをお願いしておまして、全国知事会を通じて制度化を強く要望しているところです。これからも私たちは、やっぱり持続可能な制度として市町村のみなさんとお話をしながらきちっと対応を続けていきたいというふうに考えているところであります。

中学校給食ですが、実は財政的には必要な措置はなされているところであります。結構、京都府の市町村は取り組みを行っておりますし、今、取り組みを進めようとしていただいているところであります。そうした中で、様々な、今、私どもの要望を受けているところであります。例えば八幡市からは、親子方式で、小学校の給食施設を拡充して中学校分の給食を調理・配送するという方針ですね。これを行うために栄養教諭の配置についての要望がございました。また、長岡京市からは、施設改修に係る補助制度の拡充と伺いますか、応用をしてほしいという話がありました。こうした点につきましては、私どもはしっかりとその要望を行って来て、取り次いできてい

るところであります。そうした中で、市町村に対しても、きちっとみなさんが取り組めるよう、に支援をしていきたいなというふうに思っているところでもあります。

それから保育料の無償化でありますけれども、これも本当に、たぶん政令市を抱える都道府県の中では全国トップクラスだし、私ども京都府が先鞭をつけて、今 28 都府県まで広がってきているという形になっているところでもあります。その中で、これは始めたところでもありますけれども、やっぱり市町村のみなさんのご意見もふまえて、その中で設定をしていかなければなりませんので、実施の状況を考えて、そうしたものを市町村のみなさんとお話をしながら、私はやっぱり、子どもの貧困対策として、今、国に対しましてもこの問題、どんどんどんどん、積極的に提言をしているところでもありますし、少しでもいい形になれるように改善をしていけたらというふうに考えているところでもあります。

## 中学校給食の要望に、「取り次ぐ」だけでなく知事の責任で応えよ

**【山内】** 子どもの医療費の助成制度は全国トップクラスと、ずっと言い続けていらっしゃいますが、慢性疾患で生後6ヵ月から子どもさんが病院に通っているお母さん、子どもが3歳になったとたん負担が増え、それから慢性疾患ですから、よい病院を探すために遠くまで通うので、交通費の負担もたいへんだったというふうに伺いました。また埼玉から京都に引っ越してこられた方が、京都はどうして子どもの医療費の負担がこんなに重いのかと、驚いておられたんですね。これはなぜかという、3000円の自己負担があるからそういうふうに思うんですね。3000円の自己負担をなくすように、強くこれは求めておきたいと思います。

第3子以降の保育料無償化における所得制限、これも子育て支援、少子化対策としてやっておられるというふうに思うんですが、それならば所得制限は撤廃すべきです。指摘をしておきます。

一点、再質問です。中学校給食のことですが、「取り次ぐ」というふうにおっしゃいました。いろんな要望があって、それを国に取り次ぐということと、同時にやっぱり知事としてどうするのかということが問われていると思うんです。長岡京市の中学校給食検討委員会で実施したアンケートで、昼食を食べないという子が、中学校2年生で0.6%、換算しますと4人いたんですね。同様の調査が向日市でもやられていますが、向日市でも昼食を食べないという子が存在するんですね。こういう実態を、知事としてどのように解決をしようとされているのか伺います。

**【知事】** 法律上の役割からすると、私どもはですね、学校給食についての啓発をきちっとやっていくことですが、我々はそれを超えてですね、きちっと市町村の要望に応じて、そうした市町村を支えるようにしていきたいと思っておりますので、これからも市町村と連携を取りながらやっていくというのが、やっぱりこれが地方自治の基本だというふうに思っています。

**【山内】** 京都府の貧困対策推進計画の中に、中学校給食をそれならば位置付けていただきたいと思います。そして、食育推進計画には中学校給食位置付けられているんですから、その責任は重いというふうに思うんです。厳しく指摘して、次の質問に移ります。

## 府北部の府立高校—再編・統合ではなく、地元で通える高校を残せ

**【山内】** 次に北部の高校再編と分校の統廃合問題について伺います。これまでの公聴会や保護者説明会で、教育委員会は「生徒が減少すれば集団活動の機会が確保できず人間関係が固定しやすい」とか、「学校行事や生徒会活動の活力が乏しくなる」などと小規模校のデメリットばかり強調し、今後丹後の子どもたちが減少するとして、加悦谷高校を宮津高校の学舎に、久美浜高校を網野高校の学舎に統合しようとしています。

しかし公聴会では、峰山高校弥栄分校の教員から、「中学で不登校だった子が、小規模の学校で丁寧な指導を受け、3年間殆ど休まず通学したことに、中学校から驚きの声が寄せられている」との報告がありましたが、京丹後では小規模だからこそそのよさを生かした教育が行われてきたのではないのでしょうか。

そこで伺います。そもそも小規模校のデメリットということについて、どのような調査と検証を行ったのか。

なぜ大規模校のデメリットや小規模校のメリットについて説明されなかったのか。うかがいます。

丹後通学圏では「小中学校の統廃合で地域から子どもの姿が見えなくなった。高校も統廃合されたら地域がさらに寂れる」「土地を提供して地域の高校を作ってきた。地元の高校を残して」「今でも遠距離通学で通学費の負担も大変。地元で普通科のある高校を」など小規模でも輝く学校づくりを応援してほしいという声広がっています。北部の高校再編は白紙撤回し、小規模でも地元の子もたちが通学できるよう、小規模ならではのよさをアピールして今ある高校を残すべきと考えますがいかがですか。

また先ほど紹介した弥栄分校をはじめとして、宮津高校伊根分校、網野高校間人分校も同じように一人ひとりに寄り添った丁寧な教育が行われ、多くの保護者から喜ばれています。ところが府教委は、分校については当初から統廃合の案しか示していません。それどころか、先ごろ実施された保護者へのアンケートでも一切触れられていないではありませんか。なぜですか、伺います。

**【教育長】** 府北部地域の府立高校の在り方検討についてですが、高校教育は義務教育の成果を発展・拡充させ、個性に応じて将来の進路を決定させること等を目標に行うものであり、幅広い選択を可能にする多様な教育課程の編成が不可欠でございます。教育課程は毎年度、生徒の人数や履修希望の状況などを踏まえて校長が編成いたしますものであり、編成にあたりましては、教職員の体制を整備する必要がありますが、北部地域の校長からは、現在でも小規模校であり、教職員の体制は限界になっているという意見が出されるなど、大変厳しい状況でございます。

今後、北部地域におきましては、さらに急激に生徒数が減少する見込みであり、多様な教育課程の編成がいつそう困難になることから、教育の機会均等を図るため府立高校の在り方検討をすすめてきたところです。

多様な教育課程を編成し、将来の地域を支える人材を育成するという府立高校の役割をしっかりと果たしていくためには、方向といたしまして一定の生徒数、教職員数を維持する必要があると考えており、また、北部地域では通学の利便性にも配慮する必要があることから、現在の校舎をキャンパスとして活用し、教育活動や部活動などで連携した取り組みを進めることができる学舎制を提案しているところでございます。

先般、地元の小中学生などの保護者を対象にいたしまして実施しましたアンケートでは、「高校の在り方を変えていくことについて」は多数の方にご理解をいただいているところでございます。学舎制につきましては、さらにご理解が深まるよう、いっそう丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、丹後地域の分校についてでございますが、近年、多様な生徒が入学している実態があり、入学者数が少数となっている現状を踏まえまして、より多様で柔軟な教育システムの導入を視野に入れた検討が必要であると考え、統合案をお示ししているところであります。

アンケートにおきましても、分校の在り方に関して、統合して充実した分校をつくることや、少人数の良さ、生徒のニーズを大切にすること等についてご意見をいただいております。こうした意見を踏まえまして、さらに検討を進めたいと考えております。

## 府教委アンケートでも、統廃合支持は少数。白紙撤回せよ

**【山内】** まず1点、統廃合すれば幅広い選択はできなくなってしまいます。それから、教職員の体制の問題のことを盛んにおっしゃいましたが、教職員の体制の問題から学校を統廃合するのでしょうか。子どもの事を第一に考えてやるべきだということを指摘しておきたいと思います。

再質問ですが、アンケートで府教委の案について肯定している意見が多数を占めたとおっしゃいましたが、肯定している意見はわずか19.4%、仕方がないという意見が56%です。府教委はアンケートのまとめの中で、肯定が併せて75%だとおっしゃっていますが、仕方がないという意見が肯定的な意見なのでしょうか。お答えください。

**【教育長】** アンケートの中で、「子どもが減る中で制度見直しが必要」と考える保護者が約75%おられました。そういうことを踏まえた回答をさせていただきました。以上でございます。

【山内】75%の中には「仕方がない」という意見が56%含まれているのではありませんか。「仕方がない」というのは、肯定的な意見なのですかと聞いているのです。

【教育長】アンケートの内容につきましては、私も全て目を通させていただきました。教育委員会が示しております3つの道、選択肢について、それぞれの保護者がアンケートを寄せていただいております。さらにその3つの案以外に「わからない」というふうな回答も2割ほどございました。そういう意味で、冒頭に申しましたように、引き続き、より学舎制については丁寧にご理解いただけるような説明をしていきたいというふうに考えております。以上です。

【山内】「仕方がない」という56%の意見、「仕方がない」は広辞苑で引きますと「やむをえない」「どうにもならない」ということです。それを肯定的な意見の中に含めてアンケートの結果をゆがめるのは止めていただきたいと思います。

このアンケートの結果ですが、「本校を継続してほしい」という意見が1249名で一番多く、学舎制を希望する方は一番少なかったではありませんか。10月5日には与謝野町議会からも、地域住民の声をしっかりと聞くこと、丁寧な説明を行うこと、日程を優先させずに与謝野町との連携を十分に図ることなどを求める意見書が可決されたところです。こうした声に応じて、この高校の再編統合は白紙撤回するよう厳しく求めて終わります。ありがとうございました。

## <他会派議員質問項目>

### ■中川貴由（自民・八幡市）

1. 平成27年度決算総括について
2. 中小企業対策について
3. 京都府人口ビジョンと京都府地域創生戦略について

### ■中村正孝（自民・亀岡市）

1. 平成27年度決算について
2. 農業振興を支えるハード・ソフト両面の支援について
3. 桂川治水対策について

### ■本田太郎（自民・宮津市及び与謝郡）

1. 北部医療センターについて
2. 「海の京都」について
3. 水産業振興の方向性について

### ■酒井常雄（民進・城陽市）

1. 健康寿命に関する特徴等について
2. きょうと健康長寿・未病改善センターの取組について

### ■岡本和徳（民進・京都市右京区）

1. 海外ビジネス展開について
2. けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）の取組について

### ■小鍛治義広（公明・京都市南区）

1. 新たな時代にマッチした府営住宅について
2. 災害備蓄食料の利活用とフードバンクの取組連携について
3. 警察本部の新たな機能拡充について